

利用者のために

利用者のために

1 統計の目的

漁業産出額は、漁業生産活動の実態を金額で推計し、水産行政の推進等のための資料を整備することを目的としている。

2 推計期間

本統計の推計期間は、平成27年1月から同年12月までの1年間である。

3 推計方法

(1) 海面漁業・養殖業産出額

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に（一社）漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別価格を乗じて推計した。

(2) 内水面漁業・養殖業産出額

ア 内水面漁業産出額

内水面漁業生産統計調査の調査対象が漁業権の設定等が行われている主要112河川21湖沼（以下「調査対象河川・湖沼」という。）に限定されていることから、2013年漁業センサス（以下「漁業センサス」という。）から得られる平成25年11月1日時点での漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼に占める調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合を算出し、この逆数を当該年の都道府県別調査対象河川・湖沼の魚種別漁獲量に乘じて都道府県別魚種別総漁獲量を推計し、その全国計の魚種別総漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別産出額を推計した。

なお、漁業センサス実施年は、内水面漁業生産統計調査において、漁業権の設定等が行われている全ての河川・湖沼の漁獲量を調査することから、全国の魚種別生産量に魚種別価格を乗じて推計した。

イ 内水面養殖業産出額

(ア) 内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収獲量に限定されていることから、①これら調査対象養殖魚種の産出額は、内水面漁業生産統計調査から得られる魚種別収獲量に魚種別価格を乗じて推計、②調査対象養殖魚種以外の産出額については、漁業センサス（食用を主とする全ての経営体）から得られる内水面養殖業経営体の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別産出額を乗じて推計した。

②については、次式のとおり推計した。

[推計式]

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

- I : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含む全ての産出額（当該年）
- A : 調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）
- B : 調査対象養殖魚種以外の魚種を含む全ての販売金額（漁業センサス結果）
- a : 調査対象養殖魚種の産出額（当該年）

(イ) 種苗の産出額については、調査対象養殖魚種別に漁業センサスより得られる食用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額と種苗用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額から比率を算出し、この比率を調査対象養殖魚種の魚種別産出額に乗じて推計した。推計式は次式のとおりである。

〔推計式〕

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

- S : 種苗の産出額（当該年）
- C : 調査対象養殖魚種の食用の販売金額（漁業センサス結果）
- D : 調査対象養殖魚種の種苗用の販売金額（漁業センサス結果）
- c : 調査対象養殖魚種の産出額（当該年）

4 用語の解説

- (1) 漁業産出額とは、海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の産出額を合計したものをいう。
- (2) 海面漁業とは、海面において水産動植物を採捕する事業をいう。
- (3) 海面養殖業とは、海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。
- (4) 内水面漁業とは、公共の河川・湖沼において水産動植物を採捕する事業をいう。
- (5) 内水面養殖業とは、一定区画の河川・湖沼又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収穫する事業をいう。

5 利用上の注意

- (1) 本統計の名称については、平成27年結果から従前の「漁業生産額」を「漁業産出額」に改めた。
 なお、「漁業生産額」と「漁業産出額」とでは、推計期間、推計方法その他の推計に係る全ての事項に違いがないことから、両者の時系列比較に問題はない。
- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。
 「0」 : 単位に満たないもの（例：40万円→0百万円）
 「-」 : 事実のないもの

「x」 : 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」 : 負数又は減少したもの

(4) 秘匿方法について

統計結果について、生産者数が2以下の場合に統計結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「水産業」で御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

6 お問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電話： 代表 03-3502-8111 内線3635

直通 03-6744-2042

FAX: 03-5511-8772

(参考)

大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。

